

議案第 9 7 号

三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部改正について

三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 9 月 5 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例の一部を改正する条例

三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成 20 年三豊市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

附則第 2 項中「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 1 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例附則第 2 項の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(三豊市介護保険条例の一部改正)

- 3 三豊市介護保険条例（平成 18 年三豊市条例第 137 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第 7 条 保険料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成 20 年三豊市条例第 36 号）の規定による。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 18 条中「第 14 条」を「第 13 条」に改め、同条を第 17 条とする。

附則第 7 項を削る。

(三豊市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 4 三豊市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年三豊市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 7 条」を「第 6 条」に、「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 9 条－第 11 条」を「第 8 条－第 10 条」に改める。

第 6 条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第 6 条 保険料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成 20 年三豊市条例第 36 号）の規定による。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第 11 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

(三豊市公営設置浄化槽管理条例の一部改正)

- 5 三豊市公営設置浄化槽管理条例（平成 20 年三豊市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

(督促手数料及び延滞金)

第 7 条 使用料の督促手数料及び延滞金は、三豊市税外収入金の督促手数料及び延滞金に関する条例（平成 20 年三豊市条例第 36 号）の規定による。